

奈良市歴史的風致維持向上計画（第２期）（案）に関するパブリックコメント実施結果

「奈良市歴史的風致維持向上計画（第２期）（案）」に関するパブリックコメントの結果、以下の貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。
お寄せいただいたご意見とそれに対する市の考え方につきまして、とりまとめた結果を下記のとおり公表します。

記

１ パブリックコメントの実施状況

- （１）意見募集期間：令和６年１１月２７日（水） から 令和６年１２月２７日（金） まで
- （２）意見提出方法：郵便、信書便、ファクシミリ、電子メール及び持参
- （３）意見募集の対象者：
 - ①市内に住所を有する人
 - ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ③市内に存する事務所又は事業所に勤務する人
 - ④市内に存する学校に在学する人
 - ⑤当該案件に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

２ パブリックコメントの結果

- （１）意見提出通数： ３通
- （２）意 見 総 数： ５７件

３ 提出された意見の概要とそれに対する考え方

お寄せいただきましたご意見につきましては、要約し、個人情報が含まれる部分や誤字等、整理要約する際に一部を変更しておりますので、ご了承ください。

No.	意見の対象		ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	全体		【計画策定プロセスについて】 計画案策定の前に市民等とのヒアリングなどを行い課題等の把握、提案の聴取などを行うことが計画を市民等との連携強化、協働により行っていくことにつながる。また、奈良市と市民等との開かれた意見交換の場などを設けることにより、記載の「市民主体の取り組み」による効果的な施策の展開が図ることにもなると考える。「仕組みを整える」とはこれまでの仕組みを検証し、見直すことであると考えている。次回の見直しの際には反映願いたい。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。
2	全体		【観光課題への対応】 募集要項では、客数の回復、宿泊客数の低迷、インバウンドへの対応が課題と記載されているが、そのための施策展開の方向性が記載されていない。そもそも、魅力ある観光資源とはどういったものなのか、歴史まちづくりの観点からその方向性を示すべきと考える。まず、文化資源をわかりやすく翻訳し、ストーリーとして編集し、効果的に発信することから始めることができないかと考える。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、施策展開の方向性につきましては、「Ⅲ章-3-(2)」の「基本方針及び実現のための方策」(254 頁～256 頁)に示しています。また、情報発信につきましては、314 頁に掲載の事業 No.25：観光情報発信事業を実施しております。 今後は、256 頁に記すように奈良の歴史文化ストーリーとして歴史的・文化的資産をわかりやすく効果的に発信することで、活気あるまちづくりや観光振興につながるよう、努めてまいりたいと考えております。
3	全体		重点地区においては、その歴史・魅力を広く市民を含む観光客に知って頂く施設を設置し(既存の施設の活用も)、一日では見ることができない様々な観光資源を情報発信することにより、これらの課題の解決の一つにな	

			と考える。	
4	1～2 頁	序論- 1. 計画策定の背景及び目的	第 1 期計画において、伝統産業の担い手不足、農村地域の産業基盤の変容、老朽化による歴史的建造物の消失、コロナによる地域コミュニティの希薄化、観光客数の回復と宿泊客数向上、インバウンドへの対応、以上 5 点の課題が新たに抽出されたことは分かりました。そのうえで、話の持っていく方として、課題が変化しているのに、目的が第 1 期から変わっていないと見えてしまう書き方が問題です。「第 1 期の目的は踏襲しつつ」→「第 1 期を通して新たに検出された課題に対しても施策を展開していく」という順序で記述するのが適切と思われます。以下、具体的な記述案です。 「1. 計画策定の背景及び目的」中の、第 3 段落に続く第 4 段落として、「第 1 期計画の取り組みを進める中で、一定程度の成果につながった部分もあるものの、都市の魅力を高め、市民が愛着と誇りを持ち、訪れる人に感動を与えられるようなまちをめざすという計画の目的が、十分に達成されたとは言い難い。そこで、以下に示すような、計画で達成すべき 3 つのビジョンは踏襲しつつ、改めて歴史文化を活かした総合的な施策展開の方向性を示す「奈良市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）」を策定する。なお、第 1 期計画中の成果と、新たに検出された課題は以下の通りである。」を挿入する。さらに、元の案の第 7 段落を削除し、代わりに「これらの、第 1	貴重なご意見ありがとうございます。第 1 期計画において、課題として、伝統産業の担い手不足などによる伝統的活動の衰退、産業基盤の変容、歴史的建造物の消失、観光客数の停滞・減少傾向などを挙げ、それらの解決に取り組むために計画期間中に各事業の推進に努め、一定の成果を上げてまいりましたが、それらの社会的課題に対しては今後も継続して取り組むべきと考えております。そうした継続的課題に、コロナ禍による影響やインバウンドへの対応等の課題が積み重なっているという現状認識のもと、引き続き第 2 期計画において歴史文化を活かした総合的な施策展開の方向性を示し、様々な取組につなげてまいりたいと考えております。 なお、ご指摘のありました計画の目的の記述につきましては、第 1 期から第 2 期への課題、目的などをわかりやすく表現するため、再精査を行い、1 頁の 3 段落目から 2 頁の 2 段落目において、1 頁の 3 段落目から「このようななか、本市では、平成 20 年(2008)に公布・施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成 20 年法律第 40 号)（以下、「歴史まちづくり法」という。）」に基づき、「奈良市歴史的風致維持向上計画」（第 1 期計画）を策定し、平成 27 年（2015）2 月 23 日に国の認定を受けた。その後 10 年間にわたり、都

			期計画中に新たに検出された課題に対しても、第2期計画で具体的施策を講じていくこととする」という段落を付け加える。	市の魅力を高め、市民が愛着と誇りを持ち、訪れる人に感動を与えられるようなまちをめざすことを目的として、歴史的風致の維持・向上に向けた事業に取り組んできた。 一方で、近年の目まぐるしい都市構造の変化や観光のあり方の多様化等の状況を鑑みると、奈良市の歴史的風致を取り巻く状況は複雑化・多様化しており、計画の目的の達成のためにはさらなる取組が必要である。そこで、第1期計画にて目指す目的やビジョンを踏襲しつつ、改めて歴史文化を活かした総合的な施策展開の方向性を示す「奈良市歴史的風致維持向上計画（第2期）」を策定することとした。 なお、第1期計画中の成果と、第1期計画当初及び新たに把握された課題は以下のとおりである。 第1期計画においては、歴史的風致形成建造物保存整備事業を通じた建造物の保存整備や町家等を活用した拠点整備が進み、」と修正いたします。 （※下線が修正部分となります。）
5	3 頁	序論-1. 目的 1	標題に「市民主体の取り組み・・・」と記載されているが、説明文に記載されていない。	ご指摘の通りです。説明文に「これにより、市民主体の取組と多様な主体の連携による効果的な施策の展開を図り、」を追記いたします。
6	3 頁	序論-1. 目的 2	市民のみが役割を果たす記述になっている。多様な主体が取り組まなければならないことである。	貴重なご意見ありがとうございます。ご指摘の通り、歴史・文化の豊かな生活環境の保全や、地域活性化・観光振興は、多様な主体が役割を認識し取り組むべきこ
7	3 頁	序論-1.	多様な主体がそれぞれの役割を再認識する必要がある	

		目的 2	るのではないか。	とと考えております。その中でも、従来は、行政のほか に、文化財所有者、歴史文化の関係者や関係団体等の果たす役割が大きかったと考えますが、これからは、そうした方々だけでなく、市民お一人お一人の歴史文化を大切に する思いが様々な取組の推進や展開につながっていくことの重要性が増していると考えますので、本計画の目的としては市民の方に力点を置いて記述しております。 なお、ご意見をふまえ、説明文の2段落目を、「市民や行政、各種団体等の多様な主体がそれぞれの役割を再認識するとともに、奈良市の魅力や価値を再発見し、地域への誇りと愛着を育む。さらに、これらの多様な主体の連携のもと、奈良市の魅力や価値を活かした産業や観光の施策展開を図り、地域の活性化や観光振興につなげていく。」と修正いたします。
8	3 頁	序論-1. 目的 2	また、「多くの人々」とは誰を指すのかわからない。	
9	3 頁	序論-1. 目的 2	標題では「観光・産業」の振興と記載があるが、説明文にはその主体（行政・観光関係者等）や内容が記載されていない。多様な主体の誇りや愛着を育み、地域の活性化のつながると考える。	
10	4 頁	序論-2.（四角囲み内） 「文化」の項	「観光振興の拠点を形成」とあるが、「文化を振興する拠点を形成」ではないのか。観光の分野の視点ではないのか	ご指摘の通りです。「文化を振興する拠点を形成」に修正いたします。
11	4 頁	序論-2.（四角囲み内） 「観光」の項：	記述中に「地域の活性化」との記述しかなく、観光に関する記述がない	ご指摘の通りです。説明文中に「観光資源として活用し、」を追記いたします。
12	4 頁	序論-2.（下部図中） 関連計画の位置付けについて	法律の記述（屋外広告物条例、防災・文化関係）を追加記載されたい。	ご指摘の通りです。屋外広告物法、災害対策基本法、文化芸術基本法を追記いたします。

13	4 頁	序論-2. (下部図中) 関連計画の位置付けについて	「奈良町博物館構想」は「奈良町博物館都市構想」の間違い。過去の計画を記載するなら旧「ならまちにぎわい構想」も記載すべきである。「新ならまちにぎわい構想」は「新奈良町にぎわい構想」ではないか。	ご指摘の通りです。「新奈良町にぎわい構想」を記載し、「奈良町博物館構想」「新ならまちにぎわい構想」を削除いたします。
14	4 頁	序論-2. (下部図中) 関連計画の位置付けについて	「奈良市観光交流推進計画」の記載をされたい。	「奈良市観光交流推進計画」は、計画期間が終了しているため記載しておりません。現在は新たな計画として、策定作業中の（仮称）奈良市「持続可能な観光」アクションプランを記載しております。
15	12 頁	Ⅰ章-1-(5) 奈良市の主要な観光関連施設	新たに道の駅「クロスウェイなかもち」が加わっているが、オープン時の現状や課題（入退出路、周りの道路の渋滞）について把握しておくことが大事である。	貴重なご意見ありがとうございます。今後、県、市及び施設管理者において、オープン時の現状や課題の把握に努めてまいりたいと考えております。
16	17 頁	Ⅰ章-2-(3)-② 残された樹木の緑の質の低下	絶滅危惧種や希少種がいることを指摘されているが、緑の質を確保するための施策が書かれていない。（自然環境・景観の維持のためには一定の住宅開発の規制等も必要である。）	本計画は、法の趣旨に則り、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上を図るために推進すべき取組につきまして記載しているもので、第 1 章には、本市の取り巻く環境を把握整理するために現状の自然特性を記述しております。 いただきましたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
17	19 頁	Ⅰ章-3-(1)-① 六条山遺跡	「その立地から高地性集落とよばれる」という記述は誤りである。（『六条山遺跡調査報告書』参照のこと。）	貴重なご意見ありがとうございます。異説があることを考慮し、「高地性集落」という文言を削除して文章を修正いたします。

18	39 頁	Ⅰ章-3-(3)-②-イ 富雄丸山古墳	蛇行剣・鼉龍文盾形銅鏡（だりゅうもんたてがたどうきょう）の記述のみで、現在も発掘現場をフェンス越しでも見たいという人が多く来られる。また今後の課題（国史跡の指定、発掘現場の保存整備、出土遺物の展示公開施設の建設）について、周りの環境・景観との調和をどう図るかは奈良市の「歴史的風致」の維持向上のためにも重要である。10 年後という期間の中では、ある意味、ならまち・奈良公園とならぶ「重点区域」として考えても良いのではないかな。	貴重なご意見ありがとうございます。古墳の保存整備や展示公開施設の建設につきましては、いただきました視点も十分ふまえて検討すべきと認識しています。 歴史的風致とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴まち法）において「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」とされています。活動については、国の指針により、50 年以上そこで人々が継続的に活動していることが必要とされており、それに至っていない富雄丸山古墳は歴まち法における歴史的風致に該当せず、重点区域とすることができません。
19	106～ 110 頁	Ⅱ章-2-[2-1]-(2)-④-ア 登弥神社	カシの木の原生林などこの地域の静肅性についての指摘がある。極めて重要な事である。境内だけでなく神社前の集落を歴史的風致の範囲とすることが重要である。	貴重なご意見ありがとうございます。ご指摘の集落は、大和郡山市域にも連続して広がっているものと認識しておりますが、本計画は、奈良市域を対象とした計画ですので、神社前の集落のうち本市域のみを歴史的風致の範囲に設定しております。
20	185 頁	Ⅱ章-2-[2-3]-(1)-① 頁末脚注 16	昭和 58 年調査のみではなく、他の調査も記載されたい。	貴重なご意見ありがとうございます。当該箇所の脚注は、本文記述内容の典拠を示すもので、奈良町の町並に関する調査を列挙するのではなく、このような記載とさせていただいております。
21	191 頁	Ⅱ章-2-[2-3]-(1)-① 会所と行事一覧	出典か参考文献か。正確に発行元、発行年月日などを記載されたい。	ご指摘ありがとうございます。当該表につきましては、『奈良町の会所—うけつぐ祈りとつどい—』（奈良

				まちづくりセンター、平成 25 年(2013)) を参考資料とさせていただきます。その旨を追記いたします。
22	207～ 210 頁	Ⅱ 章-2-[2-3]-(2)-③ 赤膚焼にみる歴史的風致	元窯のすぐ裏を現在住宅造成中である。これが「良好な市街地環境」といえるのか。また住民の運動やボランティア活動によって維持整備されている「大亀谷国有林」についても、一体のものとして「歴史的風致」の範囲とすべきである。文化財課の講座でも一体のものとして、見学会・フィールドワークが行われており、この計画案に反映されていないのは一貫性を欠くものである。	貴重なご意見ありがとうございます。大亀谷国有林は地域の環境保全に大きく寄与していると認識しております。しかし、歴史的風致の範囲は、人々の伝統的活動が及ぶ範囲で設定しますので、大亀谷国有林を範囲に入れることはできません。
23	232 頁	Ⅲ 章-1-(2)-ア 都市景観形成地区	「・・・に指定し、『町家の修理補助、修景補助を行うなどにより』歴史的な・・・」のように、具体的な施策を記載されたい。	貴重なご意見ありがとうございます。「都市景観形成地区内の町家の修理補助及び修景補助」について追記いたします。
24	232 頁	Ⅲ 章-1-(2)-ア 都市景観形成地区	都市景観形成地区の面積を記載されたい。	ご指摘の通りです。都市景観形成地区の面積 約 49.3ha を追加いたします。
25	232 頁	Ⅲ 章-1-(2)-ア 都市景観形成地区	景観形成地区の拡大時期を記載されたい。	ご指摘の通りです。奈良町都市景観形成地区につきましては、平成 12 年（2000）と平成 26 年（2014）に範囲拡大を行っており、その旨を追記いたします。 また、景観形成重点地区の拡大時期につきましては、「ウ．都市景観形成基本方針～奈良市景観計画」の記述に追加いたします。
26	232 頁	Ⅲ 章-1-(2)-ア 都市景観形成地区	ならまち町家バンクの取り組みは、都市景観形成地区のみではなく、奈良町全体を対象にしており、記載を改められたい。	貴重なご意見ありがとうございます。町家バンクは都市景観形成地区にとどまらず重点地区全体を対象としておりますので、都市景観形成地区内の事業の説明

27	232 頁	Ⅲ章-1-(2)-ア 都市景観形成地区	ならまち町家バンク及び改修モデル事業の実施時期を記載すべきである。	にはそぐわないため削除いたします。また、内部改修モデル事業については、実施時期を追記いたします。
28	232 頁	Ⅲ章-1-(2)-イ 高度地区	「高度地区指定の基本方針」は誰が定めたのか記載されたい。	ご指摘の通りです。「高度地区指定の基本方針」は奈良県によって策定されているため、「奈良県により」を追加いたします。
29	235 頁	Ⅲ章-1-(3) 文化、芸術、伝統産業の振興	伝統産業の振興に関する記述を記載されたい。	ご指摘の通りです。本市域には、「奈良筆」、「赤膚焼」、「奈良団扇」、「奈良晒」、「鹿角細工」、「木製灯籠」といった伝統的工芸品があり、また、なら工芸館では、これら工芸の振興・発展及び後継者育成を図っています。そのため、「ク. 伝統産業の振興について」の項目を立て、記述を追記いたします。
30	236 頁	Ⅲ章-1-(4) 観光の振興	新奈良町にぎわい構想に関する記述を記載されたい。	ご指摘の通りです。新奈良町にぎわい構想に関する記述を追記いたします。
31	236 頁	Ⅲ章-1-(4) 観光の振興	奈良町にぎわい課等で行われてきた案内地図の設置や奈良町でのならまち格子の家や奈良町にぎわいの家や各観光案内所などの開設、「奈良町見知ル」などのイベントの開催などを記載されたい。(3)の項目で詳細な内容と同様丁寧に内容を記載されたい。	貴重なご意見ありがとうございます。案内地図や観光案内所、奈良町見知ル等に関する記述を追記するとともに、新たに「観光施設の整備」の項目を立て、記述を追記いたします。
32	236 頁	Ⅲ章-1-(4) 観光の振興	記載順はソフト事業が先でハード事業は後半に。	貴重なご意見ありがとうございます。本計画では、適切にかつ効果的に歴史まちづくりを推進するため、重点区域として設定した範囲において、歴史まちづくりに資する場所を整えた上で、その場所を活かしてにぎわいを形成するというプロセスを大切にしています。第Ⅲ章における記述がハード事業、ソフト事業の順に

				なっているのもそのためです。
33	237 頁	Ⅲ章-1-(4) ウ.集客イベントの実施	実施主体を記載されたい。	ご指摘の通りです。ご意見をふまえ、各種イベントの実施主体を追記いたします。
34	240 頁	Ⅲ章-2-(2) 「歴史的建造物の周辺市街地の環境」に関する課題	奈良観光の中心地として、奈良町の文化観光資源を市民、観光客に発信・提供する施設整備や奈良市が整備した各施設などを活用した回遊性の向上や観光客が快適に奈良町を楽しめ、住民も安らぐポケットパーク、休憩施設の整備などの課題がある。	貴重なご意見ありがとうございます。重点区域として設定すべき範囲における回遊性の向上や観光客が快適に奈良町を楽しめる仕組みづくりは、歴史的風致を活用していくうえで重要であり、今後の取組の参考とさせていただきます。
35	240 頁	Ⅲ章-2-(1)「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」に関する課題 解説板の設置	設置の重要性を感じるが、色彩・形式については統一性のあるものにすべきである。(文化財としての統一性)	貴重なご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。市が設置する文化財解説板については、今後も既存のものと統一性をもたせるよう努めてまいります。
36	245 頁	Ⅲ章-3-(1)-ア. 奈良市第5次総合計画	「私たち自身が主役となって」(わたし・わたしたちという表現が多いが、「住民が主役となって」と明確にすべきである。	貴重なご意見ありがとうございます。第5次総合計画策定については、策定段階から市民ワークショップやワークショップ参加者から有志の代表が集まる編集会議等を通じて、本市に対する思いを幅広くいただき、市民と行政がともに目指す奈良市の将来像としてつくりあげたのが、令和13年(2031)のまちの姿及びまちの方向性です。この「わたし」「わたしたち」という言葉の中には、市民の皆様はもちろん、行政や奈良市民ではありませんが、奈良市という地域に魅力を感じ継続的にかかわってくださっている方、いわゆる「関係人口」と呼ばれる方々も含まれております。 第5次総合計画は策定済みであり、今回の歴史的風致維持向上計画の上位計画として記載している部分に対

				するご意見ですので記述内容は変更しかねますが、貴重なご意見として関係部局で共有させていただきます。
37	249 頁	Ⅲ章-3-(1)-エ.奈良市眺望景観保全活用計画 奈良らしい景観	「奈良らしさ」をきちんと定義すべきである。(京都との違いを) 具体的には、自然・山・丘陵・お寺の塔がよく見えるように、高さ制限など徹底すべきである。	貴重なご意見ありがとうございます。現時点では、「奈良らしさ」の明確な定義はしておりませんが、現状の古都奈良の景観を維持保全していくことで、奈良らしいまちづくりの推進につながると認識しております。 また、例えば、大池（勝間田池）から薬師寺の塔ごしに見る大和青垣の眺望なども踏まえ、高度地区により具体的な高さ制限をしており、それによって眺望景観の保全と活用を図っております。
38	253 頁	Ⅲ章-3-(1)-ク. 奈良農業振興地域整備計画	農業（農地）や山林を守る。「休耕地」なども積極的に農地や緑地に転換していく施策を行うべきである。生産者まかせにしていくと里山の景観が守れない。	貴重なご意見ありがとうございます。「奈良農業振興地域整備計画」につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき地域の農業振興を図るために必要な事項を定めたものであることから、緑地に転換していく施策や景観を守ることを目的としてはいません。貴重なご意見として関係部局で共有させていただきます。
39	254 頁	Ⅲ章-3-(2)-ア. 歴史的建造物を保存・活用するための制度や仕組みの構築	奈良町町家バンクの運用方法の見直しなど、・・・の仕組みをまちづくり団体などと協働して検討し構築する、に修正されたい。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。市民・市民団体等との連携については、「Ⅲ章-3-(3)」の「計画の推進体制」に記載しております。
40	255 頁	Ⅲ章-3-(2)-ア. 周辺環境とのつながりを感じ	「空き家の利活用を進めることにより」とあるが、具体的な施策を記載されたい。	貴重なご意見ありがとうございます。ここでは、計画の基本方針として記述していることから、具体的な表

		じられる空間づくり		現はしておりません。
41	256 頁	Ⅲ章-3-(2)-イ. 伝統文化を守り活用する仕 組みづくり	地域住民の生活を踏まえ、地域住民の立場に立った 施策を行うべきである。オーバーツーリズムの問題 は、インバウンドだけの問題ではない。イベントなど 人が集まる時期に配慮する、交通手段の確保を行うこ と、観光地において歩道と車道を区別するなど、オー バーツーリズム対策は起こってからでは遅すぎる。(京 都のようなオーバーツーリズムにならない自然と共存 する「奈良らしさ」の施策を)	貴重なご意見ありがとうございます。今後の取組の 参考とさせていただきます。
42	256 頁	Ⅲ章-3-(2)-イ. 伝統文化を守り活用する仕 組みづくり	2 行目について。序論の目的で、宿泊客数向上が課 題として示されましたので、「観光客を受け入れる体制 を整え」の文言を、「宿泊客を含めた観光客全般の受け 入れ体制を整え」に変更していただき、具体的施策へ の反映をお願いしたいと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。ここでの「観 光客」の表現につきましては、日帰りの方から宿泊の 方まで、その観光の手法に関係なく本市に観光に來ら れる方すべてを含んでおります。
43	256 頁	Ⅲ章-3-(2)-ウ. 各種活動団体の支援と連携 の強化	具体的な施策が「情報提供」だけでは支援・連携強 化にはならない。(少なくとも計画策定後は計画を説明 する機会を設けて頂きたい。)それぞれが問題意識を共 有することから始め、解決策、目標を議論することが 重要である。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の取組の 参考とさせていただきます。
44	256 頁	Ⅲ章-3-(3) 計画の推進体制	プロジェクトチームが定期的に市民・市民団体等と 意見交換をしたり、協働で事業を実施する体制を構築 されたい。	貴重なご意見ありがとうございます。本計画の実施 にあたっては、歴史まちづくりに関わるあらゆる利害 関係者との対話や協働体制の構築が肝要であると承知 しております。抱える課題や、解決方策も多岐にわた るため、個別事業において市民団体等と連携・協働を

				図っていき、これらをひとつひとつ積み重ねる取組から推進してまいりたいと考えております。貴重なご意見として、今後の取組の参考とさせていただきます。
45	257 頁	Ⅲ章-3-(3) 計画の推進体制	市民団体等の活動を詳細に記載されたい。	貴重なご意見ありがとうございます。歴史的風致の維持向上には非常に多くの市民団体等が関わり、それぞれの活動の目的や内容が異なるため、市民団体等の活動を詳細かつ総括的に記載することは困難と考えております。
46	257 頁	Ⅲ章-3-(3) 計画の推進体制	体制整備に関する記述が欠落しているので、記載されたい。単に連携するとしか記載されていず、体制整備の文言とかけ離れている	貴重なご意見ありがとうございます。推進体制につきましては、第1期計画において整備した体制を踏襲することとしているため、ここでは体制整備について直接言及はしておりませんが、「一層の体制の充実を図っていくこととする。」という形で体制については、述べており、さらにNo. 49に示すとおり修正いたします。
47	257 頁	Ⅲ章-3-(3) 計画の推進体制	「まちづくり推進協議会」は名前の通り単に協議・評価だけの組織を想定していないはずで、「計画の円滑な実施調整」を進めるための組織構成に改められたい。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の課題とさせていただきます。
48	257 頁	Ⅲ章-3-(3) 計画の推進体制	プロジェクトチームの主管課、事務局の課名を記載されたい。	ご指摘の通りです。図中の「構成員」を「主管課」に、「事務局の課長」を「課名」に修正いたします。
49	257 頁	Ⅲ章-3-(3) 今後の体制整備	連携について「ハード・ソフトの両面から強化を図る」と記載されているが、具体的な施策を記載されたい。	貴重なご意見ありがとうございます。ここでは、計画の推進体制における基本方針の内容となるため、再精査し、ご意見の「ハード・ソフトの両面から強化を図る」

				を削除したうえ、「さらに、行政における事業担当課や市民・市民団体等との連携について、本計画の取組事業に関わる多様な主体の位置づけを明確にし、連携体制を構築するとともに、連携の機会の拡充等を図ることにより、推進体制に掲げるあらゆる利害関係者（ステークホルダー）が一体となって一層の体制の充実を図っていくこととする。」と修正いたします。 （※下線が修正部分となります。）
50	258 頁	Ⅳ章-1.重点区域の考え方 重点地区の設定	10 年後を見通すと、ならまちと奈良公園だけでなく、富雄丸山古墳周辺も重点区域とすべきでないか。自然環境・住宅地と共存した観光というより交流拠点をつくるべきではないか。	貴重なご意見ありがとうございます。交流拠点に関するご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。重点区域に関するご意見につきましては、富雄丸山古墳の一带では、No.18 のご意見に対する回答と同じ理由から、歴史的風致が設定できません。
51	285 頁	Ⅴ章-8. 文化財の保存・活用に係る 市の教育委員会の体制	「仮称・奈良市文化財センター」も現在の施設の統合というレベルでなく、新たな博物館創設というふうに考えることが必要である。そのためには、学芸員さんの増員にとどまらず、博物館担当の学芸員さんを増員すべきである。	貴重なご意見ありがとうございます。文化財センター計画は埋蔵文化財調査センター等の移設を基本としつつであり、その中で博物館に準じる展示施設の拡充を考えているものです。ご指摘につきましては、今後の参考とさせていただきます。
52	286 頁	Ⅴ章-9. 文化財の保存・活用に関わ っている住民、NPO 等各種 団体の状況及び今後の体制 整備 市民と行政の協働	住民の主体的なボランティア活動は重要であるが、ボランティアガイドの養成など市民任せにしない。行政のイニシアティブが重要である。	貴重なご意見ありがとうございます。当市といたしましては、官民協働の取組におきまして、対等な立場での協働や、適切なサポートが重要と考えております。ご指摘につきましては、今後の参考とさせていただきます。

53	308 頁	Ⅵ章-2-(ウ) No.19 観光案内板・名所解説板等整備事業	非常に重要である。施設や景観に配慮した文化財にふさわしい色彩・形式で、立てるべきであり、特に歩いて周遊する人に配慮したものとすべきである。(道路標識と見まちがうのでなく。)	貴重なご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。
54	309 頁	Ⅵ章-2-(ウ) No.20 文化財解説板整備事業	毎年3カ所は少なすぎる。予算を抜本的に増やす必要がある。その際、景観や周りの環境とマッチしたものに。視線の下に来るようにすることも文化財・眺望景観への配慮として重要である。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。
55	312 頁	Ⅵ章-2-(ウ) No.23 文化財講座開催事業	場と回数の確保、抽選になるようなものは積極的にオンラインでの発信も検討いただきたい。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。
56	315 頁	Ⅶ章-1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針等	歴史的風致形成建造物について、本計画の主眼となる取り組みでもありとされますので、数値目標を設定していただきたい。計画期間中、追加で5件の登録などの指標でどうだろうか。	貴重なご意見をありがとうございます。「奈良市第5次総合計画」推進方針の各論第4章6「土地・景観の整備～まちの価値をより高めるために～」において令和8(2026)年度までに歴史的風致形成建造物の指定件数を38件とする数値目標を掲げています。
57	316 頁	Ⅶ章-2-(1) 登録記念物、県指定史跡、県指定名勝、市指定文化財(史跡・名勝)である歴史的風致形成建造物 樹木の剪定、園地の除草等の日常管理	文化財(あるいは史跡など)の管理・整備は、行政が責任を持って行う。また史跡などの公開も管理上の必要からも、公開には一定の基準を設ける。(公開の時間あるいは期間の設定)	貴重なご意見をありがとうございます。文化財の管理・整備・公開は、所有者が行うのが基本であることから、市が所有・管理している文化財につきましては、適切に管理してまいります。市以外が所有・管理している文化財につきましては、適切に管理・整備・公開できるよう、指導や助言に努めてまいります。なお、文化財の状況は個々に異なるため、公開についてはそれぞれの文化財に適した形で行われる必要があると考えます。